

「輸出国における栽培地検査を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」
 (平成10年3月30日10農産第2122号農産園芸局長通達)の一部改正
 新旧対照表

(下線部は改正箇所)

改正後	現 行
<p>「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」 (平成10年3月30日10農産第2122号農産園芸局長通達)</p> <p>(目的及び定義) 第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)同法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。)に基づき、規則別表1の2に掲げる輸出国において栽培地検査が必要な植物及び規則別表2の2に掲げる輸出国において所定の検疫措置が講じられている場合に輸入禁止の対象から除外する植物(以下「<u>検疫措置要求植物</u>」という。)に係る輸入検疫を齊一かつ円滑に実施するため、この要領を定める。</p> <p>2 検疫措置要求植物の輸入検疫は、この要領によるほか、「海上コンテナ一話輸入植物検疫要領」(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通知)、「輸入種苗検疫要綱」(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)、「特定重要病害虫検疫要綱」(昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達)及び「輸入青果物検疫要綱」(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達)に基づき実施するものとする。</p> <p>3 この要領は、貨物、携帯品、郵便物として輸入される検疫措置要求植物(輸入後、我が国において精選、加工・調整等の処理を行った上で再輸出することを目的として輸入される植物を含む。以下同じ。)について適用するものとする。</p> <p>4 規則第9条第3号に規定する「植物(別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)」とは、栽培されずに自然の環境下で生育しているものをいう。</p> <p>5 次の植物は前項の植物(別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとする。</p>	<p>「輸出国における栽培地検査を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」 (平成10年3月30日10農産第2122号農産園芸局長通達)</p> <p>(目的及び定義) 第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)同法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。)に基づき、輸出国において栽培地検査が必要な植物(以下「<u>栽培地検査要求植物</u>」という。)に係る輸入検疫を齊一かつ円滑に実施するため、この要領を定める。</p> <p>2 栽培地検査要求植物の輸入検疫は、この要領によるほか、「海上コンテナ一話輸入植物検疫要領」(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通知)、「輸入種苗検疫要綱」(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)、「特定重要病害虫検疫要綱」(昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達)及び「輸入青果物検疫要綱」(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達)に基づき実施するものとする。</p> <p>3 この要領は、貨物、携帯品、郵便物として輸入される栽培地検査要求植物(輸入後、我が国において精選、加工・調整等の処理を行った上で再輸出することを目的として輸入される植物を含む。以下同じ。)について適用するものとする。</p> <p>4 規則第9条第2号に規定する「<u>野生しているもの</u>」とは、栽培されずに自然の環境下で生育しているものをいう。</p> <p>5 次の植物は前項の野生しているものと同等物とみなすものとする。</p>

(1) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。

(2) 規則別表1の2の6の項から12の項までに掲げる種子であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。

6 規則別表1の2に掲げる「栽培の用に供し得るもの」とは、実際に栽培の用に供するもののほか、塊茎、塊根等として植え付けられ、又は株分けして植え付けられて栽培され得る、さといも、しょうが、しょくようだいおつ、ばれいしょ等の地下部であって、食用、加工用等栽培以外の用に供する目的で輸入されるものをいう。

ただし、以下に掲げるものを除く。

(1) 農業生産において一般的に実生による栽培が行われ栄養繁殖が行われない、きくごぼう、にんじん等の地下部（培養資材とともにポット植えされた根付きの幼植物のように、輸入時の形態等から明らかに栽培目的で輸入されたと判断されるものを除く）。

(2) 平成18年2月1日農林水産省告示第114号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）に適合しているばれいしょの生塊茎。

7 規則別表1の2に掲げる「栽培の用に供するもの」とは、栽培の用に供する目的で輸入される種子をいい、食用、加工等の用に供する目的で輸入されるものは含まないものとする。

8 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる植物であって、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、検疫措置要求植物に該当する。

ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。

9 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、同表の1の項から5の項までに掲げる検疫有害動物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。

（輸出国植物検疫機関に対する要求事項）

第2 検疫措置要求植物に係る輸出国植物検疫機関に対する要求事項

(1) 規則別表1の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。

(2) 規則別表1の6の項から12の項までに掲げる種子であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。

6 規則別表1に掲げる「栽培の用に供し得るもの」とは、実際に栽培の用に供するもののほか、食用、加工等の用に供する目的で輸入される、さといも、しょうが、ばれいしょ等の生塊茎、生塊根等であって、生長又は繁殖能力を有するものをいう。

ただし、ばれいしょの生塊茎にあっては、平成18年2月1日農林水産省告示第114号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）に適合しているものを除く。

7 規則別表1に掲げる「栽培の用に供するもの」とは、栽培の用に供する目的で輸入される種子をいい、食用、加工等の用に供する目的で輸入される穀類、豆類は含まないものとする。

8 規則別表1の1の項から5の項までに掲げる植物であって、バーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、バーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、栽培地検査要求植物に該当する。

ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。

9 規則別表1の1の項から5の項までに掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、同表の1の項から5の項までに掲げる検疫有害動物が付着しない状態で輸入される植物は、栽培地検査要求植物に該当しないものとする。

（輸出国植物検疫機関に対する要求事項）

第2 法第6条第2項における輸出国植物検疫機関による栽培地検査に

(以下「要求事項」という。)は、別記のとおりとする。

[削る]

(検査証明書の追記の確認)

第3 植物防疫官は、検疫措置要求植物の輸入検査に先立ち、当該植物に添付された検査証明書に、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていることを確認する。

2 植物防疫官は、検疫措置要求植物が再輸出されたものである場合には、添付された再輸出証明書(再輸出国の検査証明書を含む。)に検疫措置要求植物の生産国が発行した検査証明書(原本又は写し)が添付されており、かつ、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていることを確認する。

3 植物防疫官は、別記に掲げる要求事項以外の方法で検査した旨を追記した検査証明書が添付された検疫措置要求植物については、第2の要求事項を満たしたものとみなさない。

(追記不備の措置)

第4 植物防疫官は、第3の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていないと認められた場合には、自らこれを廃棄(焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。)し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。

ただし、当該植物が規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる植物に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号すべてを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。

(1) 当該植物の地下部の除去は、当該植物を検査した港の港頭地域内の植物防疫官が指定する場所において、検疫有害動植物の分散のおそれがない等検疫実施上支障ないと認める方法で行うこと。

(2) 地下部を除去した後、植物防疫官により除去が適切に行われた旨

係る要求事項(以下「要求事項」という。)は、別記のとおりとする。

(栽培地検査の証明)

第3 法第6条第2項における輸出国植物検疫機関により栽培地検査が行われた旨の証明は、輸出国植物検疫機関の発行する植物検疫証明書(以下「証明書」という。)に輸出国の栽培地検査により、栽培地検査対象検疫有害動植物の付着がない旨の追記がなされている場合とする。

(追記の確認)

第4 植物防疫官は、栽培地検査要求植物の輸入検査に先立ち、当該植物に添付された証明書に、第3の追記がなされていることを確認する。

2 植物防疫官は、栽培地検査要求植物が再輸出されたものである場合には、添付された再輸出証明書(再輸出国の植物検疫証明書を含む。)に栽培地検査要求植物の生産国が発行した証明書(原本又は写し)が添付されており、かつ、証明書に第3の追記がなされていることを確認する。

3 植物防疫官は、別記に掲げる要求事項以外の方法で検査した旨を追記した証明書が添付された栽培地検査要求植物については、輸出国における栽培地検査が実施されたものとみなさない。

(追記不備の措置)

第5 植物防疫官は、第4の結果、第3の追記がなされていないと認められた場合には、自らこれを廃棄(焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。)し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。

ただし、当該植物が規則別表1の1の項から5の項までに掲げる植物に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号すべてを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。

(1) 当該植物の地下部の除去は、当該植物を検査した港の港頭地域内の植物防疫官が指定する場所において、検疫有害動植物の分散のおそれがない等検疫実施上支障ないと認める方法で行うこと。

(2) 地下部を除去した後、植物防疫官により除去が適切に行われた旨

の確認を受けること。

(3) 除去された地下部については、植物防疫官の立会いのもとに廃棄を行うこと。

2 植物防疫官は、第3の確認の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされていないと認められた検疫措置要求植物については、輸入後の用途変更を認めないものとする。ただし、前項ただし書きにより地下部を除去して地上部の輸入を認められたものについては、この限りでない。

(輸入検査及び措置)

第5 植物防疫官は、第3の確認の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされたことを確認した場合、規程に基づき輸入検査を行う。

2 植物防疫官は、前項の輸入検査（法第8条第7項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合にあつては、当該検査を含む。）の結果、規程第2条の各号に該当すると認められた場合は、これを合格とする。

3 植物防疫官は、輸入検査の結果、第2の要求事項の対象とする有害動植物の付着を認めた場合は、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。ただし、規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる栽培地検査対象検疫有害動物が認められた場合は、第4の1項のただし書きを準用することができる。

(輸入禁止)

第6 植物防疫官は、第1の4項の植物又は、第1の5項の(1)若しくは(2)の植物が輸入された場合は、これを自ら廃棄し又は廃棄を命ずるものとする。

ただし、当該植物が法第7条第1項ただし書きに基づき農林水産大臣の許可を得たものである場合には、輸入禁止品に関する農林水産大

の確認を受けること。

(3) 除去された地下部については、植物防疫官の立会いのもとに廃棄を行うこと。

2 植物防疫官は、第4の確認の結果、第3の追記がなされていないと認められた場合であつて、規則別表1の6の項から12の項までに掲げる植物については、輸入後の用途変更を認めないものとする。

(輸入検査及び措置)

第6 植物防疫官は、第4の確認の結果、第3の追記がなされたことを確認した場合、規程に基づき輸入検査を行う。

2 植物防疫官は、前項の輸入検査（法第8条第7項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合にあつては、当該検査を含む。）の結果、規程第2条の各号に該当すると認められた場合は、これを合格とする。

3 植物防疫官は、輸入検査の結果、栽培地検査対象有害動植物の付着を認めた場合は、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。ただし、規則別表1の1の項から5の項までに掲げる栽培地検査対象検疫有害動物が認められた場合は、第5の1項のただし書きを準用することができる。

(輸入禁止)

第7 植物防疫官は、規則第9条第2号に規定する野生しているもの又は、第1の5項の(1)若しくは(2)の植物が輸入された場合は、これを自ら廃棄し又は廃棄を命ずるものとする。

ただし、当該植物が法第7条第1項ただし書きに基づき農林水産大臣の許可を得たものである場合には、輸入禁止品に関する農林水産大

臣の輸入許可手続実施要綱（平成10年3月30日付け10農産第2441号）により取扱う。

（植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物）

第7 規則別表1の2及び規則別表2の2に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される検疫措置要求植物は、当該地域における必要な検疫措置が実施されないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる植物であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第4の1項のただし書き及び2項のただし書きを準用する。

別記（第2関係）

栽培地検査に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要 求 事 項
1 <u>Meloidogyne chitwoodi</u> （ <u>コロンビアネコブセンチュウ</u> ）	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期間中に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認し、その旨を <u>検査証明書</u> に追記すること。
2 <u>Heterodera schachtii</u> （ <u>テンサイシストセンチュウ</u> ）	
3 <u>Meloidogyne fallax</u> （ <u>ニセコロンビアネコブセンチュウ</u> ）	
4 <u>Nacobbus aberrans</u> （ <u>ニセネコブセンチュウ</u> ）	
5 <u>Radopholus similis</u> （ <u>バナナネモグリセンチュウ</u> ）	
6 <u>Fusarium oxysporum</u> f. s. p. <u>pisi</u> （ <u>エンドウ萎ちょう病菌</u> ）	

臣の輸入許可手続実施要綱（平成10年3月30日付け10農産第2441号）により取扱う。

（植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される栽培地検査が必要な植物）

第8 規則別表1に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される栽培地検査要求植物は、当該地域における栽培地検査が実施されないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表1の1の項から5の項までに掲げる植物であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第5の1項のただし書きを準用する。

別記（第2関係）

輸出国への栽培地検査等の要求事項

検疫対象有害動植物	要 求 事 項
1 <u>コロンビアネコブセンチュウ</u>	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期間中に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び栽培土壌について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認し、その旨を <u>植物検疫証明書</u> に追記すること。
2 <u>テンサイシストセンチュウ</u>	
3 <u>ニセコロンビアネコブセンチュウ</u>	
4 <u>ニセネコブセンチュウ</u>	
5 <u>バナナネモグリセンチュウ</u>	
6 <u>えんどう萎ちょう病</u>	

7 <u><i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)</u>	採種用の母本について、生育後期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	7 <u>いんげんまめ萎ちよう病</u>	生育後期に栽培地検査を行って本病の発生がないことを確認し、その旨を植物検疫証明書に追記すること。
8 <u><i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)</u>	採種用の母本について、収穫期前(果実の成熟期)に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	8 <u>すいか果実汚斑細菌病</u>	収穫期前(果実の成熟期)に栽培地検査を行って、本病の発生がないことを確認し、その旨を植物検疫証明書に追記すること。
9 <u><i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)</u>	採種用の母本について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	9 <u>とうもろこし萎ちよう細菌病</u>	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って、本病の発生がないことを確認し、その旨を植物検疫証明書に追記すること。
10 <u><i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)</u>	採種用の母本について、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	10 <u>とうもろこし葉枯細菌病</u>	生育最盛期に栽培地検査を行って、本病の発生がないことを確認し、その旨を植物検疫証明書に追記すること。
11 <u><i>Broad bean stain virus</i>(ソラマメステインウイルス)</u>	採種用の母本について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	11 <u>ソラマメステインウイルス</u>	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って、本病の発生がないことを確認し、その旨を植物検疫証明書に追記すること。
12 <u><i>Broad bean true mosaic virus</i>(ソラマメトゥルーモザイクウイルス)</u>		12 <u>ソラマメトゥルーモザイクウイルス</u>	

輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1 <u><i>Phytophthora kernoviae</i></u>	培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71 以上で75分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
2 <u><i>Phytophthora ramorum</i></u>	
3 <u><i>Potato spindle tuber viroid</i></u>	種子又は本ウイロイドの発生が知ら

[新設]

(ポテトスピンドルチュー
バーウイルス)

れていないほ場で栽培され本ウイルスに感染していない母本植物から生産され、生育期中の高温期又は輸出検査時に RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。